

公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市議会議長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年10月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和3年度

部局名：総合政策部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	事務監査	会計年度任用職員任用事務	会計年度任用職員の任用において、任用伺いや宣誓書の徴取が任用日より後に行われているものがある。	今後は、緊急的に勤務開始となった場合において、適正な事務処理が図られるよう、関係部署と連携し、事後的な対応とならないよう確認を徹底するとともに、組織的なチェックを図り、再発防止に努めます。
指摘事項	事務監査	休暇等届出事務	休暇等届（願）票において、年次有給休暇の付与日数を誤っているものがある。	当課で誤っていた年休の付与日数については、当該対象者が継続雇用された次の部局において、適切な付与日数に変更されていることを確認しております。今後は、組織的な確認を一層徹底し、再発防止に努めます。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	附属機関の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続が行われずに後任者の委嘱が行われているものや、後任者の委嘱の手続が行われていないものがある。	令和3年度の委員交代において、前任者の解嘱手続きを漏れなく行いました。後任者の委嘱の手続についても令和3年4月に、他の委員と併せて任期延長に伴う委嘱の手続きを行っております。また、令和3年度の委員交代においては、団体から推薦を受けた者について、漏れなく委嘱手続きを行いました。今後は、組織的な確認を一層徹底し、再発防止に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務	(1) 業務委託契約において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるときの解除要件を民法の規定より限定し、市にとって不利な内容となっているものがある。	今後は、契約書作成時に過去の通知等を確認し、文言や様式などの変更を反映させるよう、本事例を周知するとともに、組織的なチェックを図り、再発防止と適正な事務処理に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務	(2) 消耗品の購入において徴取した見積書に、日付が記載されていないものがある。	指摘事項を踏まえ、相手方に確認の上、見積書に日付を記入してもらいました。今後は、提出書類の確認を行い、適正な処理を行うように徹底します。
指摘事項	財務監査	契約事務	(3) 業務委託契約の契約書において、規則に定める「契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の解除等をするときは、契約の相手方から契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として徴しなければならない。」との条文が記載されていないものがある。	今後は、契約書作成時に過去の通知等を確認し、文言や様式などの変更を反映させるよう、本事例を周知するとともに、組織的なチェックを図り、再発防止と適正な事務処理に努めます。
意見	事務監査		<p>本市の財政の弾力性を示す経常収支比率は令和元年度99.9%に悪化した。財政調整基金は20億円を取り崩した。平成20年度決算以来11年ぶりのことであった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で市税をはじめ歳入環境は先行き厳しいものと思われる。一方、歳出面では感染症対策、防災・減災対策、デジタル化への対応も緊要である。財政運営を誤れば、本市独自の新たな行政サービスを提供する余力を失いかねない危機的状況にある。</p> <p>活力にあふれ、持続可能な都市づくりを実現するためには、ポストコロナ社会を見据え、感染症対策や防災・減災対策など優先課題とされる事業の推進を図る必要がある。全庁的な視点から大胆な事業調整が求められる所以である。負担金や補助金、委託料などについても聖域なく検証し、事業の取捨選択に取り組まれない。本市政策の総合企画及び調整を担う総合政策部に課せられた任務である。</p>	<p>ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本市の歳入環境は一層厳しくなっていくものと認識しております。今後も引き続き、久留米市の持続的な発展のため、新型コロナウイルス感染症対策や災害対策はもとより、ポストコロナ社会を見据え、行政のデジタル化などの新たな施策や真に必要な事業を厳選し、限られた財源を合理的かつ効率的に運用した健全財政の維持に努めてまいります。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和3年度

部局名：総務部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査 文書管理事務	指定管理者候補者選定委員会委員への推薦依頼に係る、意思決定の決裁区分が誤っている。	附属機関の委員の推薦依頼に該当するものとして、正しい専決権者での決裁処理を行うよう是正いたしました。 今後も適切な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	事務監査 会計年度任用職員任用事務	パートタイム会計年度任用職員の任用において、勤務条件説明書を交付していないものがある。	指摘を受け、速やかに是正しました。任用起案時に添付書類を確認するとともに組織的なチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めております
指摘事項	事務監査 審議会等事務	附属機関の委員委嘱において、任期を条例に定める2年より短い期間で委嘱しているものがある。また、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。	指摘を踏まえ、速やかに公表しました。今後は、課内で事務に関する情報を周知徹底するとともに、適正な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査 市税外収納事務	市町村明示協議証明願に係る証明手数料について、徴収されていないものがある。	指摘を受け、徴収の手続きを行います。 今後は、当該事務に関する事務フロー及びチェックリストを作成し、課内周知を図り、適切な事務処理に努めます。
指摘事項	財務監査 旅費支給事務	旅行命令書において、命令権者を誤っているものがある。	旅行命令書において、各職員の命令権者の確認を十分に行い、正しい命令権者での決裁処理を行うよう是正いたしました。 今後も適切な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査 契約事務	(1) 業務委託契約の契約書において、規則に定める「契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の解除等をするときは、契約の相手方から契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として徴しなければならない。」との条文が記載されていないものがある。	指摘を踏まえ、今後は確認を徹底するとともに、課のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査 契約事務	(2) 消耗品の購入において、徴取した見積書に日付が記載されていないものがある。	指摘を踏まえ、今後は確認を徹底するとともに、課のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査 契約事務	(3) 修繕業務において、内容が軽易及び履行の確保が容易であると認められる市の施設の修繕であって、1件の予定価格が130万円以下のものと見られるが、小規模修繕登録業者名簿に掲載されていない業者と契約を行っているものがある。	指摘を踏まえ、今後は確認を徹底するとともに、課のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査 契約事務	(4) 修繕業務において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書の提出がなされていないものがある。	指摘を踏まえ、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書の提出を確認し、適正な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査 契約事務	(5) 久留米市防災行政無線（デジタル移動系）再免許申請業務の契約において、仕様書の業務内容に実際の業務内容が適切に記載されていない。	指摘を踏まえ、今後は確認を徹底するとともに、課のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めています。
指摘事項	財務監査 契約事務	(6) 災害備蓄用毛布真空圧縮包装業務委託について、令和2年度中に2回委託契約を行っており、どちらも契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、委託先は異なっている。業務内容は同一であり、起案文書に記載されている随意契約の理由に大差はないため、競争入札に適さないとしていることが妥当か疑問がある。地方公共団体の契約は競争入札が原則であるので、やむをえず特命随意契約とする場合は、合理的な理由があるかどうか十分検討し、契約方式を決定されたい。	指摘を踏まえ、今後は確認を徹底するとともに、課のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めています。

指摘事項	財務監査	<p>契約事務</p> <p>(7) 業務委託契約において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるときの解除要件を民法の規定より限定していたり、契約内容の完全履行を請求できる期間が民法の規定より短くなるなど、市にとって不利な内容となっているものや、規則で定める契約不適合責任に関する規定がないものがある。</p>	<p>指摘を踏まえ、今後は確認を徹底するとともに、課のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めています。</p>
指摘事項	財務監査	<p>物品管理事務</p> <p>消防団車両について、備品台帳に品名を誤って登録しているものがある。</p>	<p>指摘を踏まえ、備品台帳における品名誤りを修正し、適正な管理に努めております。</p>
意見	財務監査	<p>近年の気候変動の影響等により自然災害の頻発・激甚化傾向が強まり、本市では3年連続で大雨特別警報が発令されるなど、大規模浸水被害に対する市民の不安が高まっている。防災・減災対策はハード・ソフト両面からスピード感を持って取り組むべき喫緊の課題である。</p> <p>ただし、排水ポンプの設置や貯留池の整備などのハード整備には年数を要する。ソフト面の充実強化も急ぎ求められるゆえんである。住民や地域があわてることがないように、危険な場所や避難場所、避難経路などを認識し、安全な避難行動が取れるよう準備しておく必要がある。ハザードマップは、その有効なツールのひとつである。</p> <p>本市はすでにWeb版や紙面版のハザードマップを整備している。家庭や学校、職場など多くの場面で活用が広がるよう活用方法の提案、周知徹底を図りたい。災害に強いまちづくりの強化を期待する。</p>	<p>市民へのハザードマップの周知につきましては、広報くるめ、市公式ホームページ・LINE及び出前講座などを利用して行ってきました。また市教育委員会では、市立小・中・高等学校において、児童・生徒に毎年チラシ（「大雨から命を守ろう」）を配布し、各家庭での対策を促しています。</p> <p>近年はコロナ禍において、自宅での垂直避難や分散避難が推奨される中、避難場所等のハザード確認のツールとして、国、県、マスコミ等でも広く周知されています。</p> <p>今後とも様々な機会や手法を活用し周知を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>加えて、今起こっている浸水被害等の情報をリアルタイムに提供できるシステムの試行的運用に今年度から取り組んでいるところです。</p> <p>住民の意識の啓発と情報提供を強化し、確実な避難行動に繋げることで、災害に強いまちづくりを図ってまいりたいと考えます。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和3年度

部局名：協働推進部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	旅費支給事務 旅費において、交通費の計算を誤り、規定より少なく支給されているものがある。	ご指摘を受け、差額分を速やかに追給処理いたしました。今後は適正な事務に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務 (1) 業務委託契約において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるときの解除要件を民法の規定より限定し、市にとって不利な内容となっているものがある。	民法の改正による契約事務上の変更点について、再度課内で認識を共有しました。今後、適正な事務処理の遂行を徹底いたします。
指摘事項	財務監査	契約事務 (2) 業務委託契約書において、必要な仕様書の一部が備わっていないものや、仕様書の業務名の年度や委託期間の年を誤って記載しているものがある。	ご指摘を受け、課内で認識を共有し、契約事務におけるチェック体制を徹底しております。今後は、適正な契約事務処理の執行に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務 (3) 契約の締結において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書の提出がなされていないものがある。	直ちに誓約書を徴収するとともに、今後の契約時に徴収漏れが生じないように、職員に周知しました。
指摘事項	財務監査	補助金等交付事務 補助金交付事務において、補助金交付申請時に提出された予算書に計上されていない備品について、変更承認申請等の手続が何らなされないまま購入されているものがある。	ご指摘を受け、対象団体より書面にて備品購入についての顛末報告書を提出してもらい、今後、原則は当初計画通りの補助事業を実施すること、やむなく計画変更を行う場合は事前相談及び必要な手続きを行うよう周知徹底を図りました。また、令和3年度からは予算書及び決算書について、各項目の内訳を詳細に記載したものを提出してもらうよう改めました。
指摘事項	財務監査	物品管理事務 備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。	ご指摘を受け、廃棄の事務手続きを行いました。今後は、適切な備品管理に努めます。
意見	事務監査	本市の地域まちづくり活動は、小学校区を単位とする校区コミュニティ組織を単位として行われている。校区コミュニティ組織の基盤は、校区内の自治会である。その自治会への住民の加入率は低くなる傾向にある。人口減少、超高齢化も進んでいる。日常生活に欠かせないごみの分別収集などは主に自治会をベースに行われている。自治会の組織規模や事業内容等は様でなく、今後の活動が停滞することが懸念される。 本市では自治会の組織規模や財政状態、事業内容など実情が把握できていない。自治会間での事業内容の透明性には濃淡があり、住民の負担がどのようなものか、校区コミュニティ組織も把握していないのではないかと。行政側の視点や都合から見たメリットを主眼に自治会活動をとらえるのではなく、住民側の負担やメリットについても明らかにし、理解と協力を結び付ける必要がある。対策を講じられたい。	これまで、自治会長等で構成される校区まちづくり連絡協議会の地域連絡部会と市とで連携して、自治会加入の促進方法など様々な検討を行いながら、「自治会加入促進の手引き」や「加入申出書付きチラシ」を作成する等、自治会共通の課題に取り組んできました。 それを基に、各自治会で、自治会の機能、加入のメリットや会員の役割（負担）について転入者等に説明を行うなど、自治会の魅力や必要性を伝える取組みを進めておられます。 また、市では、地域の現状や課題、加入促進などの取組み事例などを地域連絡部会と共有するとともに、各自治会から寄せられる担い手不足や自治会運営に関する悩みについて、各校区コミュニティ組織と連携しながら、相談に乗るなど支援を行ってきたところです。 更に、平成30年度からは、PTAや校区内で活動する団体等へ呼びかけ、まちづくり活動に参加するきっかけとなるよう交流会を開催して、将来的な地域の担い手の育成を図る取組みも行っており、現在、令和3年11月6日の開催に向け準備を進めています。 今後も、校区まちづくり連絡協議会や各校区コミュニティ組織と連携しながら、世代を問わず、自治会活動の意義や必要性、地域活動への参加について啓発を行うなど住民意識の醸成に努めてまいります。